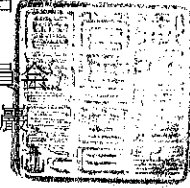




公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の規定により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に、本市において選挙人名簿抄本等を閲覧した者は下記のとおりである。

平成29年 5月 18日

御所市選挙管理委員会
委員長 杉本 康



記

申出者の氏名又は名称等 (委託者名)	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧した選挙人の 範囲
㈱地域未来研究所 (奈良県)	調査研究 (県民アンケート対象者抽出)	平成28年 4月28日	96名
読売新聞東京本社 編集局 世論調査部	世論調査	平成28年 7月29日	第6投票区 45人
日本共産党御所支部	政治活動 (選挙人名簿の突合せ、ハガキ の用意)	平成29年 1月11日	市内全域
		平成29年 1月16日	
		平成29年 1月25日	
		平成29年 1月27日	
		平成29年 2月10日	